

神奈川県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第31号

**神奈川県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例**

神奈川県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年12月31日」を「平成28年12月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第32号

**神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例**

神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例（平成6年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、厚生労働大臣が指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第33号

**特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「あっては、」の次に「当該」を加える。

第44条第1項第1号を次のように改める。

(1) 施設長 1

第44条第11項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

12 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密

着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第34号

**介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項第1号及び第8項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第35号

**介護保険法施行条例の一部を改正する条例**

介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表19の項(1)中「介護予防通所介護及び介護予防特定施設入居者生活介護」を「介護予防特定施設入居者生活介護及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）」に改め、同表22の項(1)中「介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護」を「夜間対応型訪問介護及び旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護」に改め、同項(6)及び(7)中「介護予防通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護」を「認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び旧介護予防通所介護」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準